

## 〇〇学校（〇〇学校給食共同調理場）学校給食運営委員会設置要綱（例）

### （目的）

第1条 〇〇学校（〇〇学校給食共同調理場）学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）は、〇〇学校（〇〇学校給食共同調理場）の給食実施にあたり、その円滑かつ適正な運営を図るために設置する。

### （任務）

第2条 委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に関して協議し、〇〇学校（〇〇学校給食共同調理場）の学校給食を円滑に運営する。

- （1） 学校給食の実施に関する諸管理規定
- （2） 学校給食の実施に関する基本計画
- （3） 学校給食に関する諸啓発
- （4） 学校給食納入業者の選定
- （5） 学校給食に関する研究・研修企画
- （6） 学校給食の衛生・安全に関する事項
- （7） 学校給食費に関する事項
- （8） その他学校給食の運営に関して必要な事項

### （組織）

第3条 委員会の委員は、委員〇〇人以内をもって組織する。

委員は、次の者のうちから〇〇〇が委嘱する。

- （1） 校長、（共同調理場の長、）教頭、事務長、教務主任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、調理従事員、学校医、学校薬剤師、教育委員会担当者、保健所職員、保護者代表者2名、有識者等
- （2） その他教育委員会（共同調理場の長）（校長）が認める者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、補欠委員を選任する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （役員）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- （1） 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。
- （2） 委員長は委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
- （3） 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その任務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 定例会は原則年〇回開くこととし、臨時会は必要に応じて開く。
- 3 委員は、本委員会の協議に付す必要があると認める事項があるときは、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で決定する。

### 附則

本要綱は、平成 年 月 日から適用する。